

平成29年度第2回山梨県個人情報保護審議会議事録

1 日 時 平成29年7月27日(木) 午後3時30分～午後4時20分

2 場 所 恩賜林記念館1階東会議室

3 出席者(敬称略)

(委員)堀内寿人、原敏、市川由美、松本成輔、大塚ゆかり

(事務局)上野課長、花形総括課長補佐、文書・情報公開担当(5人)

市町村課行政選挙担当(3人)

4 傍聴者数 0人

5 会議に付した議題等

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムの稼働状況等について

(2) 山梨県個人情報保護条例の一部改正について

6 議事の概要

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムの稼働状況等について

(市町村課)

- 資料により説明 -

(議長)

何か意見質問等はあるか。

(委員)

一番最後の届出状況の説明が理解できなかった。住民票のうちの広域交付の交付地と住所地の合計の数字が合わないのは、県外ということか。転出転入も同じく県外ということか。

(市町村課)

御指摘のとおり。

(委員)

個人番号カードの申請で、交付前設定が完了しているのに、交付前設定後の交付率が100%にならないのは、どういうケースか。交付前設定というのは、窓口に来て暗証番号を設定する行為のことなのか。

(市町村課)

個人番号カードがある程度まとまった段階で市町村に届くが、それが正しい情報であるか、ということシステムを確認して、住民の方を窓口にも呼んでも間違いがないものを渡せるという確認をする内部行為が、交付前設定である。

(委員)

申請して届いているが、取りに来ていないということか。

(市町村課)

御指摘のとおり。

(委員)

セキュリティ確保のための措置のところ、4番の(3)の 操作者研修の実施で、これは操作者の研修なのか、それとも操作者の所属のセキュリティ責任者の研修の実施なのか。

(市町村課)

操作者も入っている。本庁、出先機関の所属の課長級をセキュリティ責任者としており、そのセキュリティ責任者と実際に操作する操作者、合計116人ほどの職員を対象としてセキュリティ会議に参加してもらい、その後研修会として取扱いについて本格的な運用を説明している。したがって、責任者と操作者の一部が参加する研修である。操作者が全員出してしまうと業務に支障が出る場合もあるので、限られてはいるが、操作者も入っている。

(委員)

セキュリティ責任者は、100%受講しているか。

(市町村課)

責任者であっても、参加率は100%ではない。

(委員)

例えば、操作者の登録人数が1や2のところでも、受講していないこともあるのか。それだと、その業務について全くセキュリティ研修を受けていないということになるが。

(市町村課)

この場では明言できないが、そういうところもあったと思われる。

(委員)

セキュリティ責任者は、操作者であるとは限らないということか。

(市町村課)

御指摘のとおり。

(委員)

出席率等の数字は、今はない？

(市町村課)

今はない。

(委員)

これではセキュリティは確保されていないということに等しい。

(議長)

平成28年の5月11日のこの研修は、年に1回の開催か。

(市町村課)

こうした形では、年に1回である。

(議長)

複数回数実施するなどして、欠席者に対して対応できるようにするのはいかがか。

(委員)

やっていない時点で論外。最初に確保するという約束のもとにマイナンバーカードの導入をしたのに、やってないというのは問題外。よろしくないことをしている。第三者委員会としては指摘せざるを得ない。

(議長)

マイナンバー制度導入に際して、セキュリティー確保の措置に関しては、この審議会において相当時間を取って議論してきた経緯がある。具体的にセキュリティー上問題が生じたとか、運用上問題が生じたということはないか。

(市町村課)

特になし。

(議長)

セキュリティー確保の措置に関して、操作者の研修は徹底して行っていただきたい、という話が当時あったと記憶している。実質的に受講していない操作者やセキュリティー責任者がいるのは問題である。何らかの形で対象者全員が受講できるような仕組みを整えていくように検討をお願いする。

その他何か意見等はあるか。

(各委員)

特になし。

(議長)

それでは、住民基本台帳ネットワークシステムの稼働状況等についての報告の聴取は、以上とする。

- 市町村課職員退出 -

(2) 山梨県個人情報保護条例の一部改正について

(議長)

次に山梨県個人情報保護条例の一部改正について、説明をお願いする。

(事務局)

- 資料により説明 -

(議長)

答申案としては前回審議の内容が反映されたものになっていると思うが、言葉の使い方、言い回し等含めて、何かあるか。

5の個人情報取扱業務登録制度を廃止する、という部分で、制度維持の意義が減退しているとのことだが、減退レベルにとどまらず、失っているというような話だったが、その辺りは表現を少し落ち着いたかということか。

(事務局)

御指摘のとおり。

(議長)

現行条例の5条の取得制限の規定の表現と比べて、条例改正後は単に『信条』となっているが、思想、宗教という文言を削除することになるのか。

(事務局)

法改正後の「信条」は、思想及び信仰の両方を含むと解釈されている。条例改正後は、本県も同様の解釈により、『信条』の文言の中に、思想、宗教を取り込むことになる。

(議長)

他に意見質問等あるか。なければ、この方向で当審議会の答申とするが、よろしいか。

(各委員)

- 賛意表明 -

(議長)

では、山梨県個人情報保護条例の一部改正に関する答申は、事務局提示のとおりとする。事務局から何かあるか。

(事務局)

今後の審議会の開催予定だが、条例改正後に、要配慮個人情報の中で病歴等を取得する事務について、整理をした上で意見聴取を実施することとしたい。

また、特定個人情報保護評価の全項目評価の対象となる税務関係の事務の中で、平成30年度に税務システムの改修を予定しており、それに先立って特定個人情報保護評価の再実施を行う必要があるため、併せて御審議いただく予定である。

(議長)

他に何かあるか。

(事務局)

特になし。

(議長)

それでは、以上をもって本日の議事を終了する。